

内モンゴル牧畜地域における生態保護政策と その影響に関する一考察

——通遼市ジャロード旗ゲルチョロー・ソムを事例として——

司 玉 潔

目次

1. はじめに
2. 生態保護政策の実施と先行研究
3. 調査地における生態保護政策の実施の現状
4. 生態保護政策の影響に関する事例分析
5. 終わりに

1. はじめに

中国では、内モンゴル自治区、青海省、新疆ウイグル自治区、チベット自治区、甘粛省は「五大牧畜地域」と言われ、主に少数民族によって牧畜業は営まれてきた。現在、中国全体で牧畜県が120、農牧混合県146が存在し、国土面積の四割強を占める。内モンゴル自治区の県レベルの行政単位101のうち牧畜地域は33旗（県）が存在する¹⁾。

内モンゴル自治区（以下内モンゴルと省略）では、主にモンゴル民族が牧畜業を営んできた。それが清末からの漢人移住と、それによる開墾、また中国が成立した後の「人民公社」、「生産請負制」などを経て、大半の地域は農耕化と定住化されたが、1990年代まで、依然として、天然草原に依頼する放牧様式がまだ広い範囲で行われていた。

しかし、1990年代から、中国における砂漠化問題は国際的にも注目され、中国は環境保護対策に取り込むことになる。内モンゴルでは、1997年に「土

1) ネメフジャルガル（2013：4）

地請負制」が実施され、2000年以後になると「生態移民」、「退牧還草」、「退耕還林」、「禁牧、休牧」²⁾などの一連の生態保護政策が実施されるようになった。これらの政策・制度により、遊牧・半遊牧を維持してきた牧畜社会に「定住化」と「科学的な発展」が推し進められ、多くの問題を生み出した。

本論は、こうした問題に注目し、生態保護政策が牧畜社会にもたらした影響について、主に内モンゴル東部の生態移民を免れた牧畜区に焦点を与え、フィールドワークに基づいて、明らかにする。

具体的な事例として、筆者が2011年から2013年まで、通遼市ジャロード旗ゲルチョロー・ソムで3回行ったフィールドワークのデータを利用して考察する。

2 生態保護政策の実施と先行研究

2.1 生態保護政策の実施内容

生態保護政策について、内モンゴル牧畜地域を対象にした研究は、近年、盛んになってきた。本稿と同様のテーマを扱った研究は、「生態移民」、「定住化政策」、「退牧還草」、「禁牧」などの用語を用いて展開されてきた。特に「生態移民」政策として捉えた研究が多く見られる。生態移民とは、もともと生態環境の保護・保全・貧困撲滅を目的として環境悪化の地域住民を移動させることである（アラ坦沙・千年篤2012）。生態移民政策について、1982年に、寧夏回族自治区の南部山岳地の貧困地域の住民を移住させたことに始まったと言われるが、生態保全に焦点が当てられるようになったのは2000年から始まった。

しかし、これらの政策はいずれも生態保護政策の具体的な内容の一つに過ぎないため、ここでは、一括して「生態保護政策」と呼ぶことにする。中国における生態保護政策は、主に「西部大開発」³⁾の一環として、2000年から実施さ

2) 「退耕還林・退牧還草」は耕地を止めて木を植えよう、放牧を止めて草地を回復させようという政策であり、「禁牧」は一定期間放牧を完全に禁止することであり、「休牧」は牧草が萌芽から結実までの期間内において放牧を停止することであり、「区画輪牧」は自然状況や人為的判断に基づき牧草地をいくつかの単位に区切り、順次牧草地を変えて放牧することである。

3) 「西部大開発」には、経済発展と生態保護という二つの目的が挙げられている。その12対象地域：重慶市、四川省、貴州省、雲南省、チベット自治区、陝西省、甘粛省、寧夏回族自治区、青海省、新疆ウイグル自治区、内モンゴル自治区、広西チワ

れたものである。生態保護政策の実施の目的として、砂漠化・草原退化の対策、牧民の貧困緩和、生活レベルの向上などが挙げられている。

2000年に策定した【全国生態環境保護綱要】は全国の生態環境保護事業推進の基本方針である。「その綱要の内容として、2010年までには基本的に生態環境破壊の趨勢を抑制し、2030年までには全面的に生態環境破壊の趨勢を抑制、2050年までには生態環境を全面的に改善することを目指している」（中国環境問題研究会 2009：292）。

2002年9月、国務院は【草原保護と建設の強化に関する若干の意見】を公布した。これは、中華人民共和国が成立してからの初めての草原工作に対する政策的な公文書である。同公文書において基本草原保護、草畜均衡、禁牧・休牧などの重大な制度が確立されたのである。生態保護政策の目的として、国から退牧還草の牧民に補助金や食料を与えることによって禁牧・休牧・区画輪牧・畜舎飼育制度を実施し、次第に牧民の天然草原に依頼する伝統的な生産様式を変え、天然草原における放牧の圧力を減少させ、砂漠化・退化された草原に休養と回復の機会を提供し、草原の自らの修復機能を発揮させ、植生を回復させるということが挙げられている（『中国農業発展報告』2003：38）。

2002年12月28日、第9回全国人民代表大会常務委員会の第31次会議によって、「中華人民共和国草原法」が2003年3月1日から実施されることが公布された。草原法では、草原を科学的に企画、全面的に保護、重点的保護、合理的に利用する方針が出された（『中国農業発展報告』2003：37）。

2003年4月、農業部は全国草原工作会議を北京に開いた。同会議では「中華人民共和国草原法」と「草原保護と建設の強化に関する国務院の若干意見」をテーマにした。具体的に、草原工作の戦略は「生態保護と経済発展が同様に重要であるが、生態は優先」とした。そして、草原保護の任務として以下の3つのプロジェクトが強化された。①「退牧還草」と「退耕還林」プロジェクト、②基本草原保護制度と草畜平衡制度及び禁牧・休牧・区画輪牧制度、③草原請負制度、草原基礎インフラ建設、牧畜業の生産様式の転換と草原工作を目

標とした責任制を全面的に実施する（『中国農業発展報告』2004：43）。

2011年の9月28日に開かれた内モンゴル自治区11次24回人民代表大会によって、同年12月1日から新しい「内モンゴル自治区基本草原保護制度」（以下「新草原保護制度」と省略する）が実施された。「新草原保護制度」実施の目標は「基本草原に対して特別保護を行い、草原生態保護と建設を強化し、経済と社会が持続的に発展することを促進する」と強調されている。

しかし、これらの政策・制度の実施に伴い、多くの問題が発生し、主に牧畜社会に与えた影響について、国内外の研究者たちの注目を浴びてきた。経済学、生態学、文化人類学などの様々な分野において、議論が盛んになってきた。次は、本論と関連する先行研究を「遊牧と砂漠化・草原退化をめぐる議論」と「生態保護政策に関する議論」と二つに分けて検討したい。

2.2 遊牧と砂漠化・草原退化をめぐる議論

遊牧は、昔からモンゴル民族の主な伝統的な生業として行われてきた。したがって、モンゴル民族の遊牧に関する史料や研究が極めて古い歴史を持ち、国際的にも多くの成果を上げている。最も古い貴重な史料として13世紀に書かれた『蒙古秘史』について、ウラジミルツォフが『蒙古社会制度史』において、中世紀に「蒙古秘史」のように遊牧生活実態を詳しく記録して残した遊牧民族はモンゴル民族のほかにはなかったと評価した（楊永林 2001：1）。また、小長谷有紀は、「遊牧とは、家畜の群れを放牧し、その放牧地を季節的に移動させる牧畜をいう。それは生業様式であるにとどまらず、生活様式でもある。人々は生活の舞台を家畜とともに移すのである」と述べ、「その移動は決して水や草を求めてあてもなくさまようものではない」、「遊牧とはまさに移動によって土地利用の高度化をはかるものなのである」と評価している（小長谷有紀 1997：70）。

しかし、遊牧文化に対して中国では「この移動性ゆえに、もっぱら放浪的であると受け止められ、遅れた生活として理解されがちであった。また土地への継続的な投資を重視する農業と比べ、きわめて粗放的な生業として理解されてきた」（小長谷有紀 1997：70）。

このように、遊牧に対する研究者たちの議論は大体二つに分かれている。一つは、遊牧は生態環境を悪化させる誘因であるという認識に基づく否定側の説であり、もう一つは、遊牧は自然と調和した生業であるという認識に基づく肯定側の説である。これらの議論は、主に草原退化・砂漠化の人為的影響に関して、牧業と農業という二つの生業の生態環境にもたらす影響を中心に展開された。

それでは、議論の背景となる、中国の砂漠化問題の深刻化について見てみたい。中国は世界有数の砂漠化問題を抱える国であり、国土960万 km²の内、砂漠は173万9700km²、国土面積の18.12%を占める。砂漠化の土地面積はさらに広く、262万2000km²、国土面積の27.3%に当たり、その範囲は18の市471旗に及び、年間540億元（約8100億円）の損失と推測されている（嚴網林 2008：6～7を参照）。現在、内モンゴルの砂漠化された土地面積は45億ムーに達し、毎年550ムーのスピードで進行している。2/3の旗・県と60%の農業は砂漠化の問題に直面している（ボルジギンアギナル・ジルガル 2007：466）。

そこで、「過放牧」論が展開された。「過放牧」論では、砂漠化の進行原因としては、気候変動が一因であるが、人間行動が主誘因であり、過剰な放牧が直接的な原因として指摘される。「過放牧」論は費孝通をはじめ、一部の学者によって展開された。

費孝通は、その著書『赤峰編』において、ホルチン砂漠の主要因を「四濫」にまとめた。「四濫」、つまり「濫砍」（みだりに伐採する）、「濫牧」（みだりに放牧する）、「濫墾」（みだりに開墾する）、「濫採」（みだりに草木を刈り取る）としてまとめている。「四濫」のなかでも、費孝通は「濫牧」を砂漠化の重要な要因であると主張した。しかし、費孝通は漢人入植による開墾と人口増加による影響について論じることがなかった。これに対して、稲村哲也・尾崎孝宏らが同地域に行った調査において、「清朝時代からの漢族移住による人口増加と農業化により、森林が破壊され洪水、土壌流出など深刻な状況がある」と指摘している（稲村哲也・尾崎孝宏 1996：87）。

このように、社会的歴史的背景を無視し、家畜頭数の増加を論証とした研究がなされるのに対して、砂漠化の誘因は「過開墾」であるという議論も展開された。過開墾論は、主にモンゴル民族学者たちによって議論され、清末から現

代に至るまでの「漢人入植」による開墾の問題に焦点を与えた。「漢人入植」による開墾と人口増加に関して、フルルシャ (2003)、ブレンサイン (2003)、馬桂英 (2011)、楊海英 (2011)、ボルジギンアギナル (2007) などが挙げられる。

清末からの漢民族移住によって、内モンゴル東部はいち早く開墾され、農業と牧業、漢民族とモンゴル民族の間に大きな衝突が起こった。入植した漢人たちが形成した「金丹道暴動」によって、先住民としてのモンゴル人は30万人が殺された。そのため、遊牧の土地を徐々に失われ、一部の牧民は遊牧をやめ、農業に従事し、一部の牧民は北と西の方へ移住した (汪国鈞 2006、ブレンサイン 2003など)。

馬桂英によると「清朝の『移民従辺』(1902)の高度期において、内モンゴルで開墾された土地面積は約213万ヘクタールに達した」(馬桂英 2011: 31)。このような漢人移住の勢いは中国が成立した後も続いた。

フルルシャは、1791年、1800年、1805年、1902年の漢民族入植と開墾された草原の面積を具体的に数字で指摘し、「注意すべき、この時期に土地と牧草地を失った貧困遊牧民たちは、やむを得ず牧畜業をやめて農業に従事した」と指摘している (フルルシャ 2003)。しかし、漢人による大規模な開墾に対して、モンゴル人側は決して受動的ではなかった。このような乱開墾に反対した牧民蜂起がしばしば起こっていた。例えば、ホルチン左翼中旗のガーダ・ミーリンの蜂起、ゴルロス旗のトグトグの蜂起、オルドスのダムビレ、ワンダニマやウルジジャルガルの蜂起など是有名であり、彼らは草原を開墾から守るために犠牲者となったのである。

また、楊海英 (2011) が指摘しているように、「中国が成立後、1950年代の大躍進期から文化大革命までのあいだに約1,000万人もの漢人農民が内モンゴルに侵入し、前後五回にわたって、大規模な草原の開墾を実施し、草原を破壊したのである」(楊海英 2011: 123)。

さらに、「1958年以来、内モンゴルの草原では乱開墾の面積は3,000万ムーに達した」(ボルジギンアギナル・ジルガル 2007: 468)。このような社会背景に対して、楊海英は「1949年に500万人いた漢人はいまや3,000万人に達し、「主

体」とされるモンゴル人の7倍となった。漢人たちはどこに移り住もうと、現地の自然環境に一切構わず犁を入れて種をまき、収穫してはじめてその地を占領したと実感する。その結果、砂漠化がいたるところで弊害をもたらしていることは世界的にも知られることになった」と述べ、さらに「家畜の放牧は草原の劣化を防止し、砂漠化は漢人農民がもたらした結果だということを文明人の政府は絶対にみとめようとしなさい」（楊海英 2011：123、128）と批判している。

以上でみたように、内モンゴルの砂漠化問題は、農業と牧畜業という対立が浮き彫りにされている。この問題はまた民族問題にもつながり、研究者たちは、それぞれの立場から、意図的にこの構図を意識しながら、砂漠化を論じているように考えられる。大量に移住した漢人の内モンゴル牧畜地域にもたらした影響は砂漠化問題に限らない。つまり、先住民であるモンゴル人の生産様式の変化から言語、衣食住、伝統的文化まで影響を及ぼし、生存にかかわる問題にまで至った。

2.3 生態保護政策に関する議論

中国に実施されている生態保護政策の問題を扱った研究は、国内外において一定の成果を挙げている。例えば、環境保全と人間文化の関連に重点を置いたシンジリト（2005）、小長谷有紀（2005）など、生態移民による地下水資源の低下、伝統文化の喪失問題を指摘した児玉香菜子（2012）、生態移民や禁牧による牧民の所得の格差、就業、生産コストの上昇、生活の貧困化に焦点を当てた西野真由（2008）、アルタンボルグ（2008）、ネメフジャルガル（2006）、金湛（2010）、双喜（2011）、また、生態移民による酪農業に注目した達古拉（2007）、那木拉（2009）など、生態移民における「主体性」に重点を置いた謝元媛（2010）、牧民の文化変容について分析した韓霖（2010）、「禁牧」による土地利用問題を扱った尾崎（2011）、「退牧還草」による内モンゴルの牧畜業の変化を考察した淡野（2011）、ナラン（2006）などの多くの研究成果が挙げられる。

これらの研究の中、特に内モンゴル自治区を対象にした研究が圧倒的に多く、生態保護政策のマイナス的な影響について指摘することが多かった。

金湛 (2010) は、シリングル盟ソンド右旗を対象に、生態移民の家計経済に関して現地調査を行った結果、調査地における「過半数の牧民の生計は以前より困難となり、生活水準は劣悪になった」と述べ、「生態移民政策は、補助金を始めとする様々な支援が資源分配の非効率を招いた上、所得分配の公平性においても重大な欠陥を持ち、いわゆる経済厚生を縮小した政策である」と指摘した。しかし、金湛は政策の執行段階に存在する問題を明らかにすることを目的にしたため、牧民の生活・生産様式に与えた影響を十分に分析することができなかった。

アルタンボルグ (2008) は、生態移民について「多くの牧畜民が地元を離れ、都市部の近くの移民村へ移住させられた。生態移民政策によって移住された牧民は、移住先において、土地、資金、技術などにより、牧畜業、農業、酪農ができなくなり、また、副業においても非常に危険の伴う仕事にしか就けずに日々の生活困難を拡大させている」と述べている (アルタンボルグ 2008 : 121)。

双喜らが、生態移民について、シリングル盟ソンド右旗の移民村とウランチャブ市チャハル右旗の移民村の事例をもとに、「多くの生態移民村では、2000年をはじめ移民村へ移住させられた農牧民たちは2008年になると、殆ど移民村には残らず、せいぜい1/3しか残っていないのは現実である」と指摘した (双喜 2011 : 196)。

淡野 (2011) は、アラシャー左旗に行った「退牧還草」政策に関する考察では、「退牧還草政策は地域の伝統的な牧畜形態である遊牧に数量的な制限を加えるという段階から、もはや遊牧そのもの存続を根本から崩壊させている」と述べている。しかし、「禁牧」政策が数量的な制限を加える段階ではなく、多様な制限が実施されている。

なお、これらの指摘からも分かるように、生態保護政策のなかでも「生態移民政策」が研究者たちの関心を引き、そのマイナスの効果も様々な視点から指摘されている。それに比べて、「退耕還林」、「退牧還草」、「禁牧」、「休牧」、「区画輪牧」、「畜舎飼育」などの制度の影響はそれほど問題視されていない。そのため、生態移民を免れた地域における牧民たちの生活変化が十分に明らか

にされていないと言える。

しかし、これまでの生態保護政策に関する研究を概観すると、内モンゴル西部地域であるオールドス、シリングル、アラシャーなどを対象にした研究は数多くみられるが、内モンゴル東部地域（歴史的に通遼市、ヒンガン盟、赤峰市を指す）を対象にした研究は極めて少ない。筆者と同地域を対象にした研究としてナラン（2006）、バガナ（2007）が挙げられる。ナラン（2006）は、畜舎飼育制度によって「草原を守ることができたと言うより逆に、草刈りが多くなり、飼料を大量に栽培することによって、土地劣化が進むのではないかと主張するが、畜舎飼育制度のもたらした影響について不十分である。バガナ（2007）は、炭鉱開発と過放牧により自然が破壊され、干ばつと洪水などの現象が起きていると主張しているが、過放牧問題について、その社会的歴史的背景を無視している。そして、2人の調査時点から現在まですでに7、8年も経っており、地域政策の変化や牧民の生活には多様な変化が生じていることが言うまでもない。

このように先行研究の成果によって、各地域における政策の多様性とその影響は十分に明らかにされたとは言えない。内モンゴル東部は、歴史的に最も早い時期に開墾され、漢人が大規模に移住され、「半農半牧」に変化された地域であるが、牧畜業を中心に行われ、特定の範囲で移動放牧を行っている地区も存在する。また、家畜飼育頭数からみて、全自治区においても重要な位置を占める。2009年における内モンゴルの大・小家畜の頭数は6,748万6,000頭であり、その内、通遼市の家畜は1,047万頭（淡野 2011：53）であり、内モンゴルの家畜頭数の約1/6を占める。しかし、この地域における生態保護政策に関する研究は極めて少ない。

そこで次節において、調査地における生態保護政策の実施現状を概観し、フィールドワークに基づき、生態保護政策は牧民の生活にもたらしている影響について、牧民の生活・生産様式を中心に、また牧民の対応、認識も含めて分析したい。

3. 調査地における生態保護政策の実施の現状

3.1 ゲルチョロー・ソムの概要

ジャロード旗は、通遼市の西北部、大興安嶺の南麓、ホルチン草原（現在ホルチン砂漠と言われている）の北部に位置する。行政区分的には西と南西部は赤峰市のアルホリチン旗と接し、北西部と北部はシリングル盟と接し、東部はヒンガン盟と接する。総面積は1.75万 km²であり、通遼市の全面積の1/3を占める。全体の地形として、北は高い山地、南は平原であり、北は牧畜地域、南は農耕、半農半牧が行われている地域である。総人口は約31万人のうち、漢族とモンゴル族が約半分ずつを占める（都瓦薩 2001を参照）。

ゲルチョロー・ソムは通遼市ジャロード旗の北西部に位置し、旗政府中心の魯北鎮から北へおよそ100km離れた場所にある。地勢は北高南低、地形はほぼ山地丘陵地で、海拔875メートルである。年平均気温は2.5度、温帯乾燥大陸性季節気候に属し、無霜期は90～100日、年平均降雨量は約380mmである。草原の類型は半湿潤草原に属し、主に山地森林草原と山地湿潤草原であるが、低い丘陵地、砂丘砂地などの草地類型を含んでいる。

ゲルチョロー・ソムは、5つの自然村、16ガチャ⁴⁾を管轄し、人口は3,324世帯、13,271人である。全ソムの土地総面積は348万ムー、そのうち夏営地82.5万ムー、利用できる牧草地280万ムー、林地は31万ムー、耕地11.5万ムー、一人当たりの耕地面積は8.6ムー



図1 ゲルチョロー・ソムの位置

4) ゲルチョロー・ソムは、マンハト、タラアイリ、オポー・アイリ、バインボルグ、チャガンオポー、ポロホショー、フゲト、ゲルチョロー、バヤンホショー、バヤンジルケ、ノートム、フォリゲ、ハルジ、ハダー、エンケオポー、チャガンエリグなど16のガチャを管轄している。

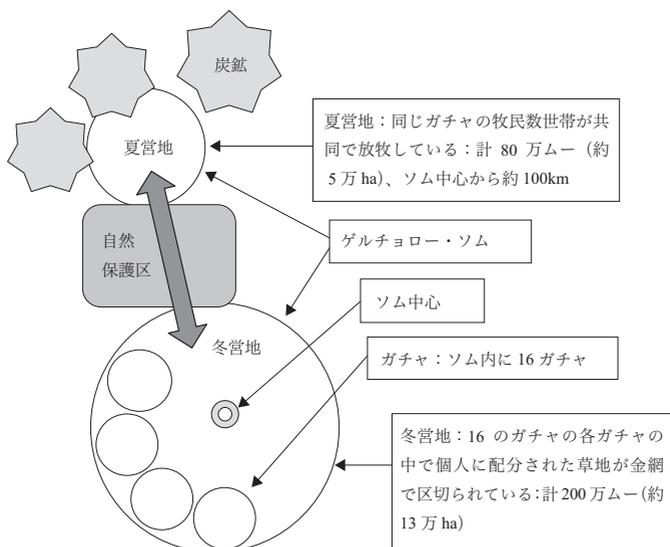


図2 ゲルチョロー・ソムの家畜移動の模式図

である。耕地には、南部の四つのガチャがトウモロコシ、向日葵、高粱、緑豆、大豆などの栽培も行っている。北部の12ガチャでは無霜期が短くて作物が生育しないため、かつてはモンゴル・アム、粟、蕎麦などの穀物を栽培していたが、近年になってから、主に家畜の飼料を栽培するようになった。

2010年のソム統計によると、全ソムの家畜の数は564,983頭となり、その内、牛や馬などの大家畜が60,885頭を占め、羊や山羊などの小家畜が492,328頭を占め、豚が8,416頭を占める。2011年の牧民の純収入は6,670元である（資料②を参照）。

現在、牧草地は夏营地と冬营地と二か所に特定され、冬营地は定住地の周辺にあり、夏营地はソム政府中心地から100kmも離れているホーリン河炭鉱の南にある。次節では、生態保護政策が、どのようなプロセスを経て牧畜地域に実施されているかについて確認したい。

3.2 ゲルチョロー・ソムにおける生態保護政策の実施の現状

ジャロード旗には、自然保護区を建設するための生態移民政策が行われてお

り、2011年まで「32か所の自然保護区が設立され、生態移民は2,500世帯に達している」⁵⁾が、ゲルチョロー・ソムには行われていない。

生態保護政策として、主に畜舎飼育を中心に「退耕還林・還草」、「退牧還草」、「禁牧」、「休牧」、「区画輪牧」が行われている。その促進事業として肉牛飼育のモデル村の建設が推進され、飼料栽培による畜産業化が「科学的な発展」として進められている。

ゲルチョロー・ソムでは、生態保護政策が本格的に実施し始めたのは2002年から行った「退耕還林政策」である。それに引き続き「退牧還草」プロジェクトが始まり、牧草地の状況によって「畜舎飼育」、「休牧」、「禁牧」、「区画輪牧」等の一連の制度が実施された。実施プロセスと補助金支給制度が表1のとおりである。

表1 ゲルチョロー・ソムにおける生態保護政策の実施プロセスと補助金状況

実施内容	実施年	補助金
「退耕還林・還草」	2002年～	①158元/1ムー（2002～2012） ②193元/1ムー（2013年～） 8年契約→16年に変更
「退牧還草」・「禁牧」	2003年～	「退牧還草」： ①1.237元/1ムー（2006～2010） ②4.95元/1ムー（2010～2011年） ③2.31元/1ムー（2012年～2017年まで） 「禁牧」：6元/1ムー（2006～2017年）

「退耕還林政策」では、耕地が退耕還林された農牧民に対して、国から1ムー当たり158元の補助金を与え、8年間適用されるという契約であった。

2003年3月に、「中華人民共和国草原法」が実施され、「草畜均衡」制度が実施され、草原での「過放牧」を防ぐために、地域状況によって、家畜の積載量を決めた。ゲルチョロー・ソムの場合は12ムーに一頭の小家畜、60ムーに一頭の牛を飼うという政策が実施され、家畜の数を制限したのである。「禁牧」は、主に砂漠化の進行が顕著であるソム南部の4つのガチャに実施された。

5) 内蒙古新聞網 <http://economy.nmgnews.com.cn/system/2011/09/28/010658276.shtml#>

2004年から冬営地において針金で牧草地を囲い込むことが奨励され、冬営地のほとんどは針金で区切られた。しかし、夏営地は使用権に関わらず、割り当てられた牧草地の面積に従って、牧民たちが共同で利用してきた。「退耕還林」政策の実施には2002年から国から補助金を与えたが、「退牧還草」政策には、わずかな補助金を与えるようになったのは、同政策が実施された3年後の2006年からである。

2006年から2010年までに、針金で牧草地を囲んで退牧した牧民に1ムー当たり1.237元が支給され、さらに、そこに喬木を植えた世帯に1ムー当たり100元を与え、灌木を植えた世帯に1ムー200元を与えるという制度もあった。しかし、この補助金は旗林業局からの検査によって合格するものに限り、筆者の聞き取り調査によると、合格したケースは極めて少なかった。

なお、畜舎飼育の費用の1/10にも及ばない補助金制度によって、多くの牧民の抗議の声が高まってきた。その結果、「退牧還草」の補助金制度は一応見直され、2010年から2011年までは1ムー当たり4.95元になり、「禁牧」が行われている牧草地には1ムー当たり6元を支給した。

2011年12月から「内モンゴル基本草原保護制度」が実施されることによって、「退牧還草」に関する補助金制度が改められた。具体的に、家畜の畜舎飼育期間が1月1日から6月30日までの半年に変更された。放牧できる期間は6月30日から1月1日まで、そのうち夏営地の放牧期間は7月から10月までに制限された。しかし、大家畜の畜舎飼育は強制されていない。補助金として、牧草地の面積によって1ムー当たり1年2.31元、禁牧が行われている牧草地に対して、1ムー当たり1年6元である。この補助金政策は5年間変わらないと策定され、退耕還林の契約期間も、8年間延長され、前後合わせて16年間実施することが契約されている。

そのうち、「区画輪牧制度」は、もともと牧草地の面積が家畜の利用に不足している現状に合わないものとして、2005年から2007年までに2年ぐらい実施され、その後廃止されていた。が、2013年からフオリゲ・ガチャ、ゲルチョロー・ガチャ、バインホショー・ガチャを中心に10万ムーの牧草地に区画輪牧を実施するようになった。

ゲルチョロー・ソム政府が生態保護政策の実施に積極的であり、2011年に、「休牧」が23,400ムー、「禁牧」が463,500ムーに達し、「退牧還草」は30万ムーに達した（資料⑨）。

3.3 新しい経営様式の導入

ゲルチョロー・ソムは、中央政府の生態保護、「科学的な発展観」に従い、「牧畜の数を減らし、質を向上させる」、「増牛減羊」という方針を打ち出した。そこで、家畜の品種改良と小家畜を減らし、肉牛を飼うことを牧民に奨励し、2010年から「養牛専業示範村」（牛を飼うモデル村）を建設する事業に取り込んでいる。具体的に、2010年はバインホショー、ボルホショー、チャガンエリゲなど3つのガチャ、2011年はオポー、フゲト、フォレゲ3つのガチャ、2012年にはバインボルグ、ハルジガチャを肉牛モデル村に建設し、その投資建設の期間を3年間とした。2014年にはハダー、ゲルチョロー・ガチャをモデル村に計画している。

モデル村を促進するために旗政府から、牛の購入、家畜小屋などのインフラ設備、飼料栽培地の灌漑用の井戸掘り、飼料栽培地の防風壁、飼料保存用の穴蔵などの建設に当たって、牧民に補助金とローンを提供した。

そのため、小家畜の数は減少し、2010年の統計では牛の増加率は2.2%であるのに対して、羊の増加率は-19.6%になった。

なお、モデル村における牧草の自給自足のため、飼料栽培地の産量と牧草の質量が求められ、飼料栽培地が拡大している。「2013年では、政府からフォリゲ・ガチャで新しい灌漑設備の飼料栽培地3,000ムー、ボルホショー・ガチャでは2,000ムーを増やし、ゲルチョロー・ガチャでは世帯ごと10頭の牛を飼わせる予定で、高い標準に達した栽培地を5,000ムーを増やした」（資料⑩）。

モデル村の品種改良について、黄牛に統一されている。全ソムにおいて種付け作業を行うところが58点に設けられている。

モデル村につれて、牧民たちによる「連合牧場」経営様式が現れた。例えば、2011年に設立されたバインホショー・ガチャの10世帯牧民の投資による連合牧場とフォリゲ・ガチャの12世帯牧民からなる連合牧場である。バイン

ホショー・ガチャの連合牧場は、牧民10世帯の170万元の投資、500ムーの飼料栽培地によって形成され、乳牛と肉牛を飼っている。フォリゲ・ガチャの連合牧場の場合は、12世帯の牧民たちは150万元を投資し、ガチャの北部に事務所と牧場を設け、面積は50ムー、120頭の肉牛の肥育から始めた（資料⑥）。

「連合牧場」の背景には、国策として、2007年に制定された「農民專業合作社法」による畜産業化の推進が考えられる。このような「連合牧場」の出現について、アラ坦沙他（2012）は、赤峰市アルホルチン旗の事例を挙げて分析し、牧民の収入増加などからみて、「伝統的な牧畜業」が「現代的な牧畜業」へ移行する段階的形態であると捉えている。しかし、連合牧場が出現してからまだ普及していない状態であり、牧畜地域の全体の行方として捉えることが難しいと筆者は考える。

4. 生態保護政策の影響に関する事例分析

事例対象のハダー・ガチャ、チャガンエリゲ・ガチャには2013年の8月に調査を行った。本調査では、生態保護政策の影響について、二つの村には15世帯の牧民を訪問し、30人以上に聞き取り調査を行った。

4.1 ハダー・ガチャの牧民の事例

ハダー・ガチャには146世帯、637人が暮らしている。土地面積は約16万ムーを有し、利用できる牧草地は約15万ムー、そのうち冬営地は約14ムー、夏営地は7,775ムーである。夏営地の一人当たり面積は12.5ムーである。耕地は4,960ムー、一人当たり7ムー、そのうち退耕還林の面積は892ムーである。大小家畜は9,991頭、そのうち大家畜2,998頭（牛2,958頭、その他40頭）小家畜は6,993頭（羊5,195、ヤギ1,798頭）。

2014年から肉牛モデル村に計画されている。ハダー・ガチャでは、大家畜を一番多く飼っている世帯は80頭、小家畜を一番多く飼っている世帯は500頭に達している。家畜のない世帯は5、6世帯に過ぎない。

(1) 事例1 AJ氏。男、50代、ガチャ書記を務めている。妻と三人の子供

と5人家族。長女は今年大学を卒業して教師の仕事に務め、次女と息子は高校に通っている。家畜は、小家畜300頭ぐらい飼っている。その内、羊は200頭、ヤギは100頭ぐらいを占める。大家畜は牛を80頭飼っている。牧草地の面積は1,800ムー、1997年の分配の時は弟と分家していなかったため、現在も放牧を共同で行っている。7月1日～10月までの夏営地の放牧は弟夫婦に担当させ、AJ氏夫婦は定住地の飼料栽培、草刈りなどの仕事を分担している。弟は大家畜60頭、小家畜400頭を飼っている。

AJ氏の今年の収入は15万元に達する。主に、5月6月には羊の毛を売る収入、7月か8月に仔羊を売る収入、10月に仔牛を売る収入によって獲得する。耕地は35ムー、青刈りトウモロコシの飼料を栽培している。夏は野菜を少し栽培して自給自足と言える。

近年の牧畜以外の収入は、退牧還草の補助金として、2011年から一年4,158元、退耕還林の補助金として、2002年から一年1,400元をもらっている。2004年に夏営地は炭鉱開発に占用され、5人家族は2万元をもらった。AJ氏は現在生態保護政策によって直面している問題について、次のように語っている。

「夏営地の面積が縮小し、小家畜を飼うには合わなくなっている。政府からヤギを減らす政策に従って、ヤギの数を減らした。牛を飼うのは収入を増加する方法になっている。半年の畜舎飼育の政策は牧民に対して行った社会調査による結果であり、現地の状況に合っていると思っている。収入にはやや満足している。15万元と言っても、畜舎飼育への投資が多く、都市に生活する三人の子供の費用に足る程度である」。

(2) 事例2 BN氏。男、40代、妻と息子と家族3人、村長に務めている。大家畜は牛38頭、馬10頭、小家畜は羊80頭を飼っている。牧草地は2,000ムー、冬営地は村から15km離れている。分配の時は弟と同居していたので、現在も共同で放牧している。弟は100頭の羊、50頭の牛を飼っている。耕地は42ムー、家畜の飼料を栽培している。放牧は弟に担当させ、耕地と草刈りをBJ氏が担当している。

今年の収入として、12頭の仔牛、32頭の仔羊が増加した。約10万円の収入になる。牧草地の不足により、毎年の秋になると増加分をほとんど売っている。夏は牛の搾乳を行い、販売している。7頭の牛から毎日6個のチーズを作る。一個30円で売る。今年の夏は約30kgのバターを取った。500gバターは50円で売る。

牧畜以外の収入として、退牧還草の補助金を4,600元/1年、退耕還林の補助金1,700元/1年、をもらっている。BN氏は、現在生態保護政策によって直面している問題について、次のように語っている。

「牧草地を有刺鉄線で囲むことが牧畜業に合っていない。家畜の性格からみても、羊は歩きながら草を食べるので、囲まないほうが望ましい。馬を飼育する世帯が急激に減少したのは、やはりこの制度に関係がある。馬の走れる場所がほとんどない。有刺鉄線に沿って、新しい砂漠化現象が起こっている。また、従来との近所との仲の良い暮らしを壊している。この村では最近出稼ぎの若い人が増え、20人を超えている」。

(3) 事例3 DD氏。男、72歳、DD氏の5人の子供のうち、2人は牧民、3人は都市のほうで働いている。DD氏は、教師を退職した後、末子の牧民HD夫婦と孫の2人と6人家族で一緒に暮らしている。大家畜の牛50頭、小家畜の羊を75頭飼っている。牧草地は1,200ム一、牧草の不足する分は購入に頼っている。天候に恵まれた年は3,000元ぐらいで足りるものの、干ばつの年には3万元以上の牧草を購入している。冬営地は定住地から1kmほどの距離であるため、大家畜は冬まで自由に放牧している。夏営地には1983年の「請負制」の実施後、移動しなくなった。末子のHDは放牧を担当している。羊は他の世帯から牧草地を賃借りして放牧している。一頭当たり、一か月8元を払っている。耕地は50ム一、家畜の飼料を栽培している。

牧畜からの収入は、仔牛13頭から18頭、仔羊は30頭を売っている。羊の毛刈りは行く人の費用として渡している。搾乳は行っていない。

牧畜以外の収入として、退職金が一か月5,300元、売店経営の収入は約一年2

万元ほか、退牧還草2,700元/1年、退耕還林の補助金9,000元/1年、をもらっている。DD氏は過去の自然環境と生態保護政策について次のように語っている。

「昔は、牧草は車輪を覆うほど生え、東部はノニレ、南部はボラガソの木があって、生態は本当に良かった。しかし、現在の畜舎飼育と牧草栽培・牧草刈りについて、「機械による牧草刈りは、草の根を切断し、表土を壊す作業である。牧草を有刺鉄線で区切ることが、個人の放牧に便利になったと言えるが、全体的にみれば、牧草地は悪化している。家畜たちは一年中同じ場所で同じ草ばかり食べるから、栄養のバランスが崩れてしまう」と語っている。

4.2 チャガンエリギ・ガチャの牧民の事例

チャガンエリゲ・ガチャの総面積は約13万ムー、そのうち冬営地は約10万ムー、夏営地は16,000ムー（一人当たり34ムー）、耕地は2,655ムーを占める。人口は130世帯、488人である。大家畜は2,273頭、小家畜は4,854頭である（2009年統計）。飼料栽培地2,300ムーである（2011年）。夏営地は共同で放牧している。近年、夏営地から1万ムー以上の牧草地はホーリン河ダムと炭鉱に占用され、一人当たり2,800元の補償金を支給した。

2009年に肉牛を飼うモデル村に企画された。「草畜均衡」制度を守るため、2011年に、飼料栽培地の灌漑用の20の井戸を掘り、栽培地を保護するため、長さ5,800mの防風壁を建設した。そして、牧民の飼料栽培の仕事の統一管理を行っている。それは牧民たちが、春の種撒きから秋の収穫までガチャ組織に従って飼料栽培を共同に行うことである。

(4) 事例4 MB氏。男、43歳、妻と娘と3人家族。娘は旗中心の高校に通っている。家畜は大家畜の牛55頭、小家畜の羊50頭、ヤギ50頭ぐらい飼っている。牧草地は500ムー、家畜の需要に不足しているため、近隣から500ムー借りている。耕地は15ムー有り、家畜の飼料を栽培している。飼料栽培地が不足しているため、出稼ぎに行っている牧民から50ムー耕地を借りている。賃借費は、耕地の質と場所によって違ってくる。平原では1ムー70元、斜面

地では30元である。定住地から10km離れた冬営地に簡単な固定式家屋を建て、放牧を行っている。夏営地へ移動できなくなって4年経っている。

肉牛モデル村に企画された最初、家畜のない世帯に5頭の大家畜を買わせ、政府から1頭当たり800元の補助金を与えた。当時1頭の牛は2,000元だった。家畜の冬越しのための暖かい小屋が設けられ、政府から3,000元の補助金を支給した。この小屋を建設してから、冬越しには困難である家畜の問題が解決され、収入を増やすことができている。また、青刈り飼料を保存する穴蔵を掘るには政府から2,000元もらった。

牧畜による収入は、今年の子牛は20頭増加し、1頭は秋に5,000円で売れる。しかし、畜舎飼育による費用が高くなったため、純収入は5万円程度である。

牧畜以外の収入は、退牧還草の補助金1,100元/1年、退耕還林の補助金2,800元/1年、である。MB氏は生態保護政策によって現在直面している問題について次のように語っている。

「夏営地へ移動できなくなった原因は、牧草地は縮小し、砂漠化の問題も進んでいる上、労働力が足りない。現在の収入にはやや満足できる。家畜のない生活は想像できない。牛を増加し、牛を飼うモデル村になってから収入はある程度増えたが、労働力不足で苦勞している。1日に3～4回飼料をあげる。2回水をやる。朝は糞を掃除する。狭い場所で家畜を飼うため5号病などの家畜の病は頻繁に発する。品種改良した家畜は病気になりやすい」。

(5) 事例5 SB氏。男、40歳、妻と息子と3人家族。息子は旗政府中心の小学校に通っている。

家畜は牛だけを18頭飼っている。牧草地は900ム一、耕地は40ム一、1997年牧草地分配の時、お兄さんと同居のため、今も共同で利用している。お兄さんの家畜が少ないため、ほかの牧民に委託し、出稼ぎに行っている。夏営地へ移動しなくなって10年間たっている。普段は冬営地にあるトブ（簡単な家屋）に住んでいる。冬営地は村から8kmのところであり、道がよくないため、種付けの作業の職人も来なくて、今年は2頭の牛しか増えていない。比べて、去

年11頭の仔牛で5万円の収入だった。今年は定住地に新しい家を建設する作業もあって特に忙しい。それでも、一日2回オートパイで冬営地に行き、牛に水をやる。

牧畜以外の収入として、退牧還草は2,000円/1年、退耕還林は900円/1年、をもらっている。SB氏が生態保護政策によって現在直面している問題について、次のように語っている。

「移動できなくなってから小家畜を飼っていない。種付け作業に頼ってから収入が減少し、困っている。今年から種オスを購入するつもりである。ソムからも都市への出稼ぎを宣伝しているけど、家畜は自分で世話しないと増えない。都市には移住したくない。空気が悪いし、運動するところもない。毎日マンションのなかで食卓とトイレの距離しか歩かない生活は嫌だ。都市に移った牧民は就業できないためマージャンにはまって、怠けてしまうケースは少なくない」。

「針金は秋の草刈りの牧草を保護するには適しているが、牧草地を囲むには適していない。近所との喧嘩のもとにもなるし、また家畜が食べる草の種類が限定されてしまい、多様な栄養をとることができない。これは家畜の抵抗力が低下している原因である。馬を飼う人は村では2世帯しかない。馬の走るところがないからだ。実は、針金を外しても、牧民は自分の労働力と牧草地に合わせて家畜を飼うから過放牧にはならない」。

(6) 事例6 FR氏。男、67歳、2人の娘は結婚したので、現在夫婦二人。牛を30頭飼っている。10年前から夏営地へ移動できなくなった。家から2km先にある冬営地に放牧している。家畜が一番多いときは小家畜600頭、大家畜50頭ぐらいだった。しかし、1998年の冷雨と2000年の雪害で大損失され、家畜が激減した。牧草地は1,500ムーを有している。耕地は10ムー、青刈りトウモロコシを栽培している。耕地の仕事はすべて人を雇って行っている。

収入は、仔牛を販売することに頼っている。一年10頭の仔牛を売る。今年はメスの仔牛が多いため、6頭しか売れない。FR氏が生態保護政策の影響について、次のように語っている。

「搾乳は行っていない。日帰り放牧している。畜舎飼育のため、労働力が不足し、牛だけ飼うようになった。現地産の牛は飼うには比較的らしくであるが、収入を多く得るのは改良した牛である。妻は心臓の病気であるため、家畜の世話は全部一人です。飼料栽培の投資により、収入が減少した」。

以上2つのガチャから6世帯の事例を挙げているが、聞き取り調査は6世帯に限らない。フィールド調査の3年間において、50人以上の牧民、8人のソム・ガチャの役人に対してインタビューを行った。ここで、生態保護政策に関する牧民の意識について、政府側の役人の観点を含めてみたい。

そして「遊牧が後進的生業」、「砂漠化・草原退化の原因が過放牧」という政府側や一部の研究者の観点に対して、「遊牧こそ草原を守ってきた。遊牧によってわれわれの草原が他の農耕地域と比べ、砂漠化の問題が顕著ではなかったが、近年の炭鉱開発、針金で牧草を分けたことによって砂漠化が進行した」、「草原退化が起ったのは早魃と乱開墾、地下資源の乱開発の結果だ」と言及した牧民がインタビューを受けた牧民の大半数を超える。

なお、「遊牧が貧困の原因であり、科学的な発展には生産様式の転換が必要」という政府側の観点に対しては、ソム・ガチャの役人と牧民の認識が異なる。役人側はほとんど「耕地を十分に利用して飼料栽培を行い、穴蔵を掘って貯蔵することがいい、これは昔から自然に頼っていた放牧より、収入が安定し、雪害などからも牧畜を守る」という解釈を用い、賛成している。それに対して、牧民側は、「労働力が不足」、「コスト高になって収入が減少した」という声が高まり、不満を表す人は90%以上だった。

家畜の品種改良について、ソム・ガチャの役人側は「地域経済を発展させ、牧民の生活を向上させるには行うべき」と評価しているが、牧民側は「改良された家畜の抵抗力が弱い、損失しやすい」、「飼うには手間がかかる」、「種付け作業の失敗により牛の生産率が低下した」という意見が強かった。「品種改良は売るためが良いが、食べるなら現地産の牛と羊の肉が美味しい」と語る牧民がほとんどだった。

都市への出稼ぎと移住について、若い世代が増えているのに対し、年配の牧

民はほとんど「移住したくない」という意識を表した。

4.3 生態保護政策が牧民の生活にもたらした影響

前述したように、事例の6世帯の聞き取り調査によって、生態保護政策が牧民の生活にもたらした影響が明らかになった。以下その影響について検討したい。

(1) 経営に及ぼす影響

ゲルチョロー・ソムでは畜舎飼育制度によって、労働力の不足していることが第一の問題として、牧民たちに訴えられている。畜舎飼育による家畜の舎飼い、飼料栽培、草刈りなどの仕事が増え、労働力の少ない世帯や年配の牧民は夏営地へ移動できなくなり、定住を余儀なくされた。また牧畜を諦めた世帯も現れた。

畜舎飼育により家畜の運動不足と栄養のバランスの崩れの問題が現れ、体内免役力が下がり、容易に損失することが発生してきた。家畜を長い期間畜舎することは、家畜の順調な育成と生存まで影響を及ぼしている。

(2) 経済的に及ぼす影響

半年の畜舎飼育制度への転換に伴い、牧畜業はコスト高になり、牧民の収入が大幅に減っている。聞き取り調査によると、2008年から2010年までに3年間で早魃の災害に襲われ、牧草の値段が一番高い時に1kg2元に達し、収入は赤字になった牧民も少なくない。

また、羊とヤギの放牧制限、飼料栽培の投資によって、数や種類を減らし、肉牛を飼うことが余儀なくされた。特に、ヤギは草原を破壊する最も危険なものとして見られ、ヤギの数を減らす政策が出され、牧民の収入源の一つになっていたカシミヤの収入が減った。また、牛だけの飼育に転換した牧民の収入が安定できない問題も発生している。

ガチャ単位のモデル村、裕福な世帯による「連合牧場」など多様な経営タイプが現れた。また貧困牧民が裕福な牧民に雇用されるなどのケースもみられ、所得格差拡大問題が顕著になった。

生態保護政策の実施による補助金は、牧草などの購入に対してある程度役に

立っているが、それによって牧業の持続的な発展を図ることができない。しかし、補助金の支給が停止されると牧業を維持できなくなる牧民が増えることが推測される。

(3) 就業ルートに及ぼす影響

労働力の不足と生産コストの上昇により、牧畜業の規模を縮小された牧民や、牧業をやめた牧民が増加する傾向をみせた。これらの牧民にソム政府は都市への出稼ぎを奨励している。しかし、言語、学歴、経験などの原因によって、容易に就業できないのは事実である。政府側は、失業する牧民の今後の生計をいかに立てるかということが生態保護政策のもう一つの無視できない問題である。ゲルチョロー・ソムでは2010年から出稼ぎの牧民が増え、2011年には、すでに3,629人に達している（資料⑨）。

(4) 伝統的な文化に及ぼす影響

ゲルチョロー・ソムでは、牧民の生産様式を転換させることがソム政府の生態保護を図る重要なスローガンとして実施されているが、「伝統文化を保護する」というスローガンも打ち出されている。しかし、伝統的な文化の土壌となる生業形態の転換に伴い、牧民の自然と調和してきた知恵と技術が喪失されることは言うまでもない。ゲルチョロー・ソムでは畜舎飼育制度と肉牛モデル村の建設により、牧民の生活はすでに市場経済に巻き込まれ、家畜の単一種類への変化が見られた。これまで、モンゴル人の生活に重要であった馬は淘汰され、急激に減少している。馬は、昔からモンゴル人の智慧と英雄のシンボルとして語られ、伝統的なナーダム祭りには欠かせない重要な動物であり、伝統的な食生活にも馬乳酒が好まれた。このように、馬の減少につれて、馬に関わる伝統文化も継承できなくなると考えられる。また、「増牛減羊」などにより、モンゴル族の昔からの「五畜」という家畜構成やそれに関わる文化も喪失されつつある。

楊海英のことは借りると、畜舎飼育制度には「大地に落ちた草の種を家畜の蹄が踏んで地中にいれてやらないと次の春に新しい草が生えない、ある程度育った草を家畜が刈って食べないと高く成長しないと」いったモンゴル民族の知恵は無視されている」（楊 2011：128）。

5. 終わりに

本稿では、フィールドワークに基づき、生態保護政策が移住を免れた牧畜地区の牧民の生活にもたらした影響について明らかにすることを試みた。

ここまで、生態保護政策の実施プロセスと現状、生態保護政策下における牧民の生活の実態と牧民の意識について分析し、生態保護政策が牧民の生活にもたらした影響について考察した。すでに前述したように、調査地において生態保護政策の実施により発生している問題がいくつか明らかになった。

生態保護政策が、牧民の生産様式を変えることによって、生活文化に大きな影響を与え、生態環境にも新たな問題を引き起こしている。結局のところ、生態保護政策が牧民の自然と調和した放牧様式における経験と知恵を無視したゆえに、牧畜を畜産業へ変えるため、飼料栽培を拡大させ、新たな土地劣化を招いている。草原を全面的に保護、合理的に利用し、「生態保護と牧民の生活向上」という目的から程遠いと言える。

自然条件から見れば、ゲルチョロー・ソムはほとんど山地草原であり、農耕にはあまり適さない特徴をなしている。冬の寒冷な期間がかなり長く、北西の風が強く、年平均温度はせいぜい2.5度に過ぎない。このような条件のもとに、飼料栽培地を拡大させるのは、再び土地の劣化、草原の退化を引き起こす恐れがある。地域特徴、自然環境を考慮せずに、生態保護政策を画一的に実施することによって、牧民の生活の向上はおろか生活の基盤を保つことさえ問題になる危険が潜んでいる。また、牧民が長い歴史のなかで築き上げてきた自然と共生する伝統的な遊牧文化がそこから除外されてしまうのである。

牧畜業における「科学的な発展」とは、あくまでも家畜の品種改良、畜舎飼育、畜産業化への転換を指しており、「開発」を優先にした誤った政策であることが明らかである。そのため、草原を保護するには、牧民の生活文化を保護することを前提に、今まで実施してきた「生態保護政策」の核心を始めから見直す必要がある。

中国では、遊牧が「後進的生業」として論じられ、貧困の源、草原退化・砂漠化の原因として扱われ、廃止されつつある。ここでは生態保護政策の影響に焦点を当てたため、牧畜社会のもう一つの重要な問題である地下資源開発によ

る影響について詳しく検討することができなかったが、ゲルチョロー・ソムでは炭鉱開発の拡大による草原破壊と環境汚染問題が深刻である。司玉潔（2013）では、同地域の地下資源開発が牧民の生活にもたらした影響について検討したため、ここで省くことにする。

これまで、生態保護政策に関する先行研究では生態移民による移住に伴う伝統的文化の喪失や文化変容についての指摘が多かったが、実は移住を行わない牧畜地域における牧民の生活文化にも大きな影響を与え、伝統的な牧畜社会を根本から変えつつある。新しい先への移住、新しい生業様式への転換、出稼ぎなどの新たな問題に直面する牧民たちが如何に生きていくのか。今後、内モンゴルだけではなく、今まで遊牧生業を営んできた青海省のモンゴル族遊牧社会も含めて考察する予定である。

参考文献

日本語文献：

- アラ坦沙他（2012）「内モンゴルの牧畜業の持続的発展方向に関する検討—『連合牧場』を事例として—」『北東アジア研究』23：129～149
- アルタンボルグ（2008）「中国・内モンゴル自治区における貧困と貧困農民施策に関する研究—「生態移民」政策によるモンゴル人の生活実態調査を通して—」『東洋大学大学院紀要』45：121～145
- 稲村哲也・尾崎孝宏（1996）「中国内蒙古自治区における環境と人口調査報告—漢族移住、生産様式の変化と環境問題—」『リトルワールド研究報告』（野外民族博物館リトルワールド）13：57～100
- 尾崎孝広（2011）「内モンゴル牧畜における土地利用の現状—四子王旗、農牧境界地域の事例—」『鹿児島大学法文学部紀要人文科学論集』73：1～25
- 金湛（2010）「内モンゴル自治区における『生態移民』政策の内容と執行」『アジア経済』L1-1：31～47
- 小長谷有紀（編）（1997）『アジア読本 モンゴル』河出書房新社
- 小長谷有紀（2005）「黒河流域における『生態移民』の始まり」小長谷有紀、シンジルト、長尾正義（編）『中国の環境政策 生態移民』昭和田
- 韓霖（2010）「中国における遊牧民の定住化に関する考察—青海省におけるチベット族の事例を中心として—」『地域政策科学研究』7：105～125
- 児玉香菜子（2012）『「脱社会主義政策」と「砂漠化」状況における内モンゴル牧畜民の

- 現状の変容—オールドス地域農耕民とゴビ地域遊牧民の事例—』アフロ・ユーラシア内陸乾燥地文明研究会・名古屋大学文学研究科比較人文学研究室
- シンジリト (2005) 「中国西部辺境と『生態移民』」小長谷有紀、シンジルト、長尾正義 (編) 『中国の環境政策 生態移民』昭和堂
- 達古拉 (2007) 『『生態移民』政策による酪農経営の課題』『アジア研究』53(1): 58~65
- 淡野原 (2011) 「中国内モンゴル自治区における「退牧還草」政策による牧畜(遊牧)業の変化に関する考察」『奈良教育大学紀要』60(1): 49~62
- 司玉潔 (2013) 「内モンゴル東部牧畜地域における地下資源開発とその影響に関する考察」『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』第14号
- 那木拉 (2009) 「牧畜民から生態移民へ」『人文社会科学研究』千葉大学大学院人文社会科学研究科18: 111~128
- ナラン (2006) 「ジャロード旗ゲルチョロー=ソムA家の牧畜」早稲田大学モンゴル研究所 (編) 『早稲田大学モンゴル研究所紀要』3: 137~151
- 西野真由 (2008) 「中国山西省における『生態移民』政策に関する一考察—山西省呂梁地区中陽県の事例より—」『愛知県立大学外国語学部紀要第40号 (地域研究・国際学 (編))』87~102
- ネメフジャルガル (2006) 「内モンゴル自治区における『禁牧』政策に関する一考察」『亜細亜大学大学院経済学研究論集』30: 23~48
- (2013) 「内モンゴルにおける牧畜地域政策動向」『亜細亜大学アジア研究所報』150: 4~5
- 楊海英 (2011) 「西部大開発と文化的ジェノサイド」愛知大学現代中国学会 (編) 『中国21』東方書店、34: 117~134
- ブレンサイン (2003) 『近現代におけるモンゴル人農耕村落社会の形成』風間書房
- 敵網林 (編) (2008) 『国際環境協力の新しいパラダイム—中国の砂漠化対策における総合政策学の実践—』慶応義塾大学出版会

漢語文献:

- 汪国均 (2006) 『蒙古紀聞』内蒙古人民出版社
- 双喜 (編) (2011) 「内蒙古農村牧区開発模式和順序的探討」『区域經濟發展与新農村牧区建設動態』内蒙古出版集團・内蒙古人民出版社
- 色音 (1998) 『蒙古遊牧社会的変遷』内蒙古人民出版社
- 謝元媛 (2010) 『生態移民政策と地方政府実践—以放魯古雅鄂温克生態民為例—』北京大学出版社
- 楊永林 (編) (2001) 『蒙古秘史』河北新華印刷廠

- 費孝通 (1999) 「赤峰篇」『費孝通全集』群言出版社、第9：489～517
- 馬桂英 (2011) 「内蒙古草原生態環境退化的深層生態學視覺分析」双喜 (編) 『区域經濟發展與新農村牧区建設動態』内蒙古出版集團・内蒙古人民出版社、30～42
- 都瓦薩 (2001) 『扎魯特旗志』方志出版社、3～74
- 中国人民共和国農業部 (編) (2004～2009) 『中国農業發展報告』中国農業出版社

モンゴル語文献：

- ボルジギニアギナル・ジルガ (2007) 烏日尼 (訳) 『游牧文明史論』内蒙古文化出版社
- (バガナ (2007) 「ジャロード旗ゲルチョロー・ソムのオトルの考察」) 『Questiones Mongolorum disputatae』3：196～213
- フルルシャ (編) (2003) 『ホルチン風俗文化研究』内蒙古教育出版社

資料

- ① 「格日朝魯蘇木各嘎查自然情況」2011 (ゲルチョロー・ソム各ガチャ自然狀況)
- ② 「扎魯特西北边区的一颗闪亮明珠—格日朝魯蘇木的簡介」2011 (ジャロード北西部に輝くゲルチョロー・ソムの概況)
- ③ 「格日朝魯蘇木2011年上半年工作总结及下半年工作安排意見的汇报」2011 (ゲルチョロー・ソム2011年上半年工作総括及び後半年工作配置意見報告)
- ④ 「格日朝魯蘇木养牛专业建设嘎查三年规划」2011 (ゲルチョロー・ソムの牛を飼育するモデル村建設の三年企画)
- ⑤ 「格日朝魯蘇木开展被征用草牧场整改活动的实施方案」2010、6、10 (ゲルチョロー・ソムの牧草地徵用活動の展開実施方策)
- ⑥ 「建設養畜促發展 提質提効奔小康」2011、7、10 (家畜の飼育によって發展を促進し、質と効率を向上させ裕福へ)
- ⑦ 「格日朝魯蘇木落实惠牧政策暨治理非法开垦草原工作实施方案」2011 (ゲルチョロー・ソム惠牧政策及び不法草原開墾に関する工作実施方策)
- ⑧ 「格日朝魯蘇木当前存在的突出问题和对策」2010 (ゲルチョロー・ソムが直面している問題とその対策)
- ⑨ 「格日朝魯蘇木2011年工作总结」2011 (ゲルチョロー・ソム2011年の工作総括)
- ⑩ 「格日朝魯蘇木2013年涉農涉牧工作安排情報報告材料」2013、3 (ゲルチョロー・ソム2013年農牧に関わる工作の配置と情況)